

小・中学校「みんなの登校日」に参加してみませんか

小・中学校では、保護者や地域住民が子どもたちの学習場面等に接することができる「みんなの登校日」の11月実施校をお知らせします。ぜひ足を運んでみてはいかがでしょうか。

なお、詳細については、各校にお問い合わせください。

| 学校名 | 実施日 | 主な内容 | 電話番号 |
|--------|---------------------|---|--------------|
| 千畑南小学校 | 11月20日(月)～11月24日(金) | 21日 昔っこを聞く会(高学年) 22日 夢小町ありがとうの会 24日 マリンバコンサート、クラブ | 0187-84-1289 |
| 仙南東小学校 | 11月6日(月)～11月10日(金) | 9日 祖父母参観日、芸術鑑賞 学校医による歯みがき指導など | 0187-82-1506 |
| 仙南西小学校 | 11月20日(月)～11月24日(金) | 21日 クラブ活動、ふれあい活動 22日 全校集会 24日 児童集会、教育講演会 | 0187-83-2215 |
| 金沢小学校 | 11月3日(金)～11月9日(木) | 3日 学習発表会 | 0182-37-2190 |

災害遺児の保護者の方へ

交通・労働・自然災害で、父または母を亡くし、または、前記の災害で著しい障害者となった父または母をもつ、義務教育修了前の児童(以下「遺児」という。)を養育している方(以下「保護者」という。)に援護給付金が支給されます。

給付金は、県内に居住する遺児の保護者に、次に掲げるものが支給されます。

1. 見舞金 災害で遺児となったとき、遺児1人につき10万円
2. 入学祝金 遺児が小学校・中学校(特殊学校含む)に入学したとき、1人につき5万円
3. 激励金 遺児1人につき毎年3万円
4. 卒業祝金 遺児が義務教育を修了したとき、1人につき5万円

問い合わせ 役場(千畑庁舎)福祉保健課 福祉班 ☎0187-84-4907(内線2164)
財団法人 秋田県災害遺児愛護会 ☎018-864-2717

国民年金保険料は全額が社会保険料控除(非課税)の対象です

国民年金保険料は全額が社会保険料控除(非課税)の対象となります。年末調整や確定申告の際に1年間の納付額を申告することにより税の控除が受けられます。

国民年金保険料を申告する際は、生命保険料控除等を受ける場合と同様に証明書類の添付が必要となります。

このため、1月1日から10月2日までの間に国民年金保険料を納付された国民年金の被保険者ご本人あてに、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を11月上旬にお送りします。年末調整の手続きの際は当証明書の添付をご確認ください。

ご家族の保険料を納付した場合も控除の対象になります

世帯主は、家族(世帯員)の国民年金保険料を連帯して納付する義務があります(夫婦もお互いの保険料を連帯して納付する義務があります)。

世帯主の方がご家族の国民年金保険料を納付された場合(納付が見込まれる場合)は、その方がその保険料を申告することができます。

(例)世帯主である方が大学生である子どもの国民年金保険料を納付した場合など

問い合わせ 大曲社会保険事務所 国民年金第二課 ☎0187-63-2295
役場(千畑庁舎)住民生活課 戸籍年金班 ☎0187-84-4903(内線2146)

私たちの健康と生活環境を守るために

「秋田県公害防止条例」では大気汚染、水質汚濁、騒音等に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい環境基準が定められています。この環境基準は、最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていかうとするものです。

■水質汚濁に係る排水基準(一例)

| 項目 | 許容限度 |
|------------|---------------------|
| 生物化学的酸素要求量 | 1リットルにつき120ミリグラム |
| 大腸菌群数 | 1立方センチメートルにつき3,000個 |

※生物化学的酸素要求量とは、水の中の有機物(汚れの原因)を微生物が分解するのに使われる酸素の量をいいます。この数値が高いと悪臭の発生や魚が窒息死したりします。

罰則 ●この条例に違反した者は、最高1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。

私たちの「水と緑の豊かなふるさと」美郷町の環境を守るために、町民一人ひとりが日常生活に伴う環境への負荷の低減に努める必要があります。

環境への負荷を少なくするため、実現可能な取組みからご家庭で実践・工夫しましょう。

(例：生活雑排水を網目等のもので濾してから流す、小まめな消灯、暖房温度を1℃下げるなど)

後三年の役920年の節目を迎えて 「後三年の役講演会」を開きます

平安時代の末期、奥州を支配した清原氏一族の内紛に端を発した争いが、後に陸奥守の源義家の介入により後三年の役へと発展し、この合戦に勝利した藤原清衡が北方の王者の初代として奥州平泉文化の基礎を築くことになったことは、わが国の歴史の中に非常に大きく刻まれています。

清衡の築いた岩手県平泉は、浄土思想と文化的景観を強調した「平泉—浄土思想に関連する文化的景観」として、ことし政府からユネスコ世界遺産に推薦されることになっており、平成20年には世界遺産登録される見通しが大きくなっています。

そして、この後三年の役的舞台となった美郷町と横手市は、「後三年無くして平泉無し」と言っても過言ではないほど平泉を語る上で重要な地であり、平泉が世界遺産登録されることにより、この地域には多くの観光客が訪れることが予想されます。

この素晴らしい史跡・歴史、文化を地域の皆さんに、より詳しく知っていただき、地域の観光資源として全国発信するため、後三年の役に関する講演会を次のとおり開きますので、ぜひご参加ください。

日時 ●11月16日(木) 午後6時30分～午後8時

会場 ●横手セントラルホテル「ラ・ポート」 電話0182-33-1551

講師 ●秋田公立美術工芸短期大学 学長 石川 好 先生

演題 ●「後三年の合戦(役)は地域に何をもたらすか」(仮称)

～後三年合戦と平泉文化遺産との係わり～

参加料 ●無料 ※お気軽にご来場ください。



役場(六郷庁舎)商工観光課 観光班 ☎0187-84-4909